

橋本市告示第 7 7 号

下記の通り歳入の徴収又は収納を委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

記

指定公金事務 取扱者の名称	指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指定公金事務 取扱者に委託 した公金事務 に係る歳入等	指定公金事務 取扱者として 指定した日	公金事務を委 託した日 (委託期間)	担当課
公益財団法人 橋本市文化ス ポーツ振興公 社	橋 本 市 清 水 543-1	都市公園等使 用料の徴収及 び収納事務	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)	まちづ くり課
古佐田区 区長 土井富雄	橋本市古佐田 三丁目 1-17	橋本駅前駐車 場使用料の徴 収及び収納事 務	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)	まちづ くり課